

救急業務高度化推進検討会
第1回災害時における消防と医療の連携作業部会

日 時：平成21年9月28日（月）
15時00分から17時00分
場 所：都道府県会館 410会議室

議 事 次 第

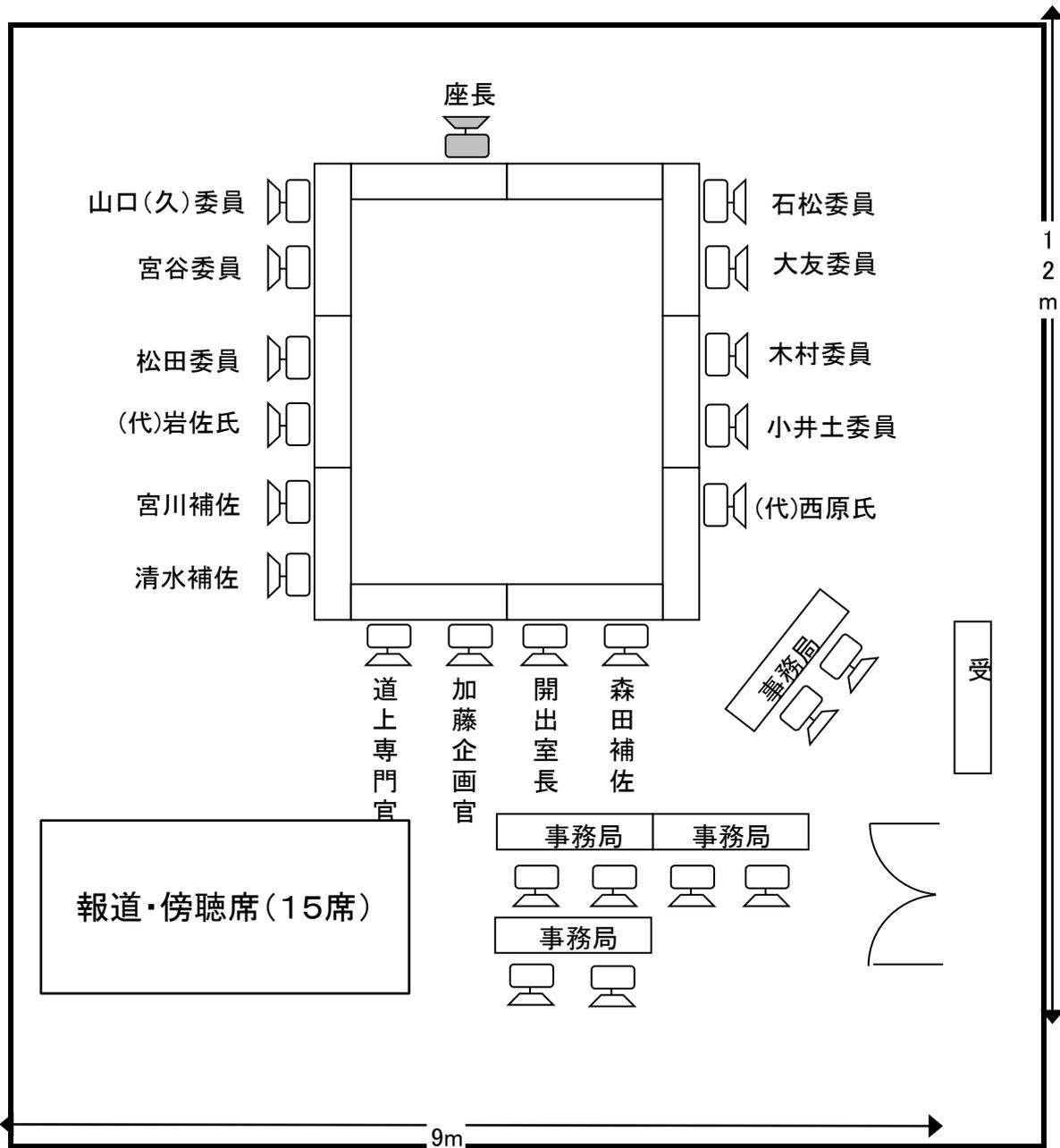
1. 開会
2. あいさつ
3. 委員紹介
4. 議題
（1）災害時における消防と医療の連携について
（2）その他
5. 閉会

配布資料

- 資料1：救急業務高度化推進検討会 第1回災害時における消防と医療の連携作業部会資料
- 資料2：緊急消防援助隊合同訓練に関するアンケート調査票（案）

救急業務高度化推進検討会
 第1回災害時における消防と医療の連携作業部会 配席図

平成21年9月28日 都道府県会館 410会議室



救急業務高度化推進検討会
第1回災害時における消防と医療の連携作業部会 構成員

(五十音順)

委員

石松 伸一	聖路加国際病院救命救急センター部長
大友 康裕	東京医科歯科大学大学院救急災害医学分野教授
木村 祐司	福岡市消防局救急課長
小井土 雄一	独立行政法人国立病院機構災害医療センター臨床研究部長
小西 敦	全国市町村国際文化研修所調査研究部長
齊藤 英一	東京消防庁参事兼救急管理課長
田原 和年	愛知県防災局消防保安課長
松田 一彦	山形県健康福祉部健康福祉企画課長
宮谷 忠治	神戸市消防局救急救助課長
山口 良久	仙台市消防局警防課長
山口 芳裕	杏林大学医学部救急医学主任教授

オブザーバー

道上 幸彦	厚生労働省医政局指導課災害医療対策専門官
宮川 克広	消防庁国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐
清水 準一	消防庁国民保護・防災部参事官補佐

救急業務高度化推進検討会開催要綱

(開催)

第1条 消防庁救急企画室（以下「救急企画室」という。）は、「救急業務高度化推進検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

(目的)

第2条 救急救命士等による新たな救急業務の運用等救急業務の高度化の推進に伴い、対応が必要な諸問題についての研究・検討を行い、救命効果の向上を目的とする。

(検討会)

第3条 検討会は、次項に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 構成員は、関係各行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、消防庁長官が委嘱する。
- 3 検討会には、座長を置く。座長は、構成員の互選によって選出する。
- 4 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- 5 座長に事故ある時は、座長が指定した構成員がその職務を代行する。
- 6 検討会には、構成員の代理者の出席を認める。

(作業部会)

第4条 座長は、必要に応じ検討会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の構成員は、関係各行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、座長が指名する。

(構成員の任期)

第5条 構成員の任期は、平成22年3月までとするが延長を妨げないものとする。

(庶務)

第6条 検討会に係る庶務は、救急企画室が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他作業部会に関し必要事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、平成21年8月6日から施行する。

平成21年度
救急業務高度化推進検討会

第1回災害時における
消防と医療の連携作業部会資料

平成21年9月28日
総務省消防庁

平成21年度 救急業務高度化推進検討会

メディカルコントロール
作業部会

救急指令・救急相談
作業部会

災害時における消防と
医療の連携に関する
作業部会

- 1 平成21年度緊急消防援助隊ブロック訓練にDMATの参加を求め、平成20年度検討会の提言に基づいた訓練を実施
 - (1) 活動等を検証することによる課題の抽出
 - (2) その改善策の提案

- 2 災害時に救急救命士に求められる救急救命処置のあり方
 - (1) 処置開始時期(状態)の拡大
 - (2) 活動場所の拡大

緊急消防援助隊ブロック訓練にDMATが参加(1)

平成20年度「災害時における消防と医療の連携に関する検討会」の提言

(1) 災害対策本部等における連携体制(次頁参照)

国レベルでは、総務省消防庁と厚生労働省は相互の連携体制を緊密に図り、情報共有体制の確立等を図る。
被災地においては、必要に応じ、消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という)及び緊急消防援助隊指揮支援本部(以下「支援本部」という)において、消防機関とDMATの連携体制を確立する。

(2) 調整本部・支援本部における活動方針

消防機関とDMATが連携する現場活動及び傷病者の搬送は調整本部及び支援本部において方針を決定する。

(3) 被災地内における救急救命士への特定行為に関する指示等

救急救命士が行う特定行為に対する指示やトリアージの方法に関し、調整本部において消防機関・地元医療機関・DMATが連携し指示体制等の方針を調整する。

(4) 被災地(災害現場)への出動

DMATが被災地へ出動し、消防機関と連携して活動を行うためのシステムを事前に構築する。
緊急消防援助隊とともに出動した調整本部及び支援本部で活動するDMAT医師は、原則として消防機関と一体となって活動する。

(5) 安全管理

被災地(災害現場)への出動から現場活動を含め、消防機関と連携した活動については消防機関の指揮下において行うものとし、事前を取決めを行う。
調整本部のDMAT等を含めた全体の安全管理は主として消防機関が行う。

(6) 情報共有体制の確保

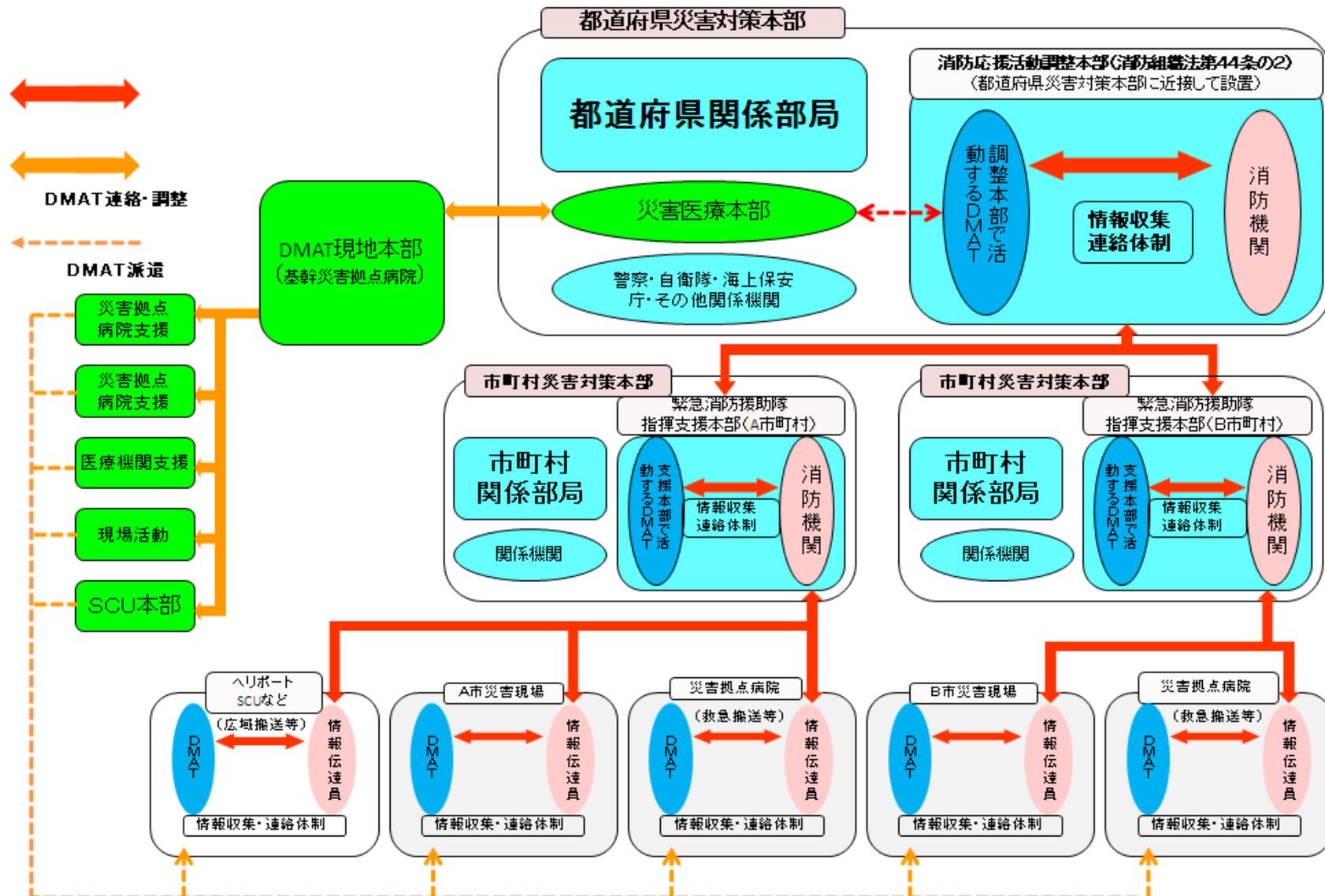
消防機関とDMATが活動を円滑に行うため、消防機関の情報連絡体制を有効に活用するなど、情報を共有して活動を行う。

(7) 平素からの連携体制の構築

消防機関とDMATが大規模災害発生時に災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施するためには、平素から災害現場や災害出動に関する連携体制を構築する。

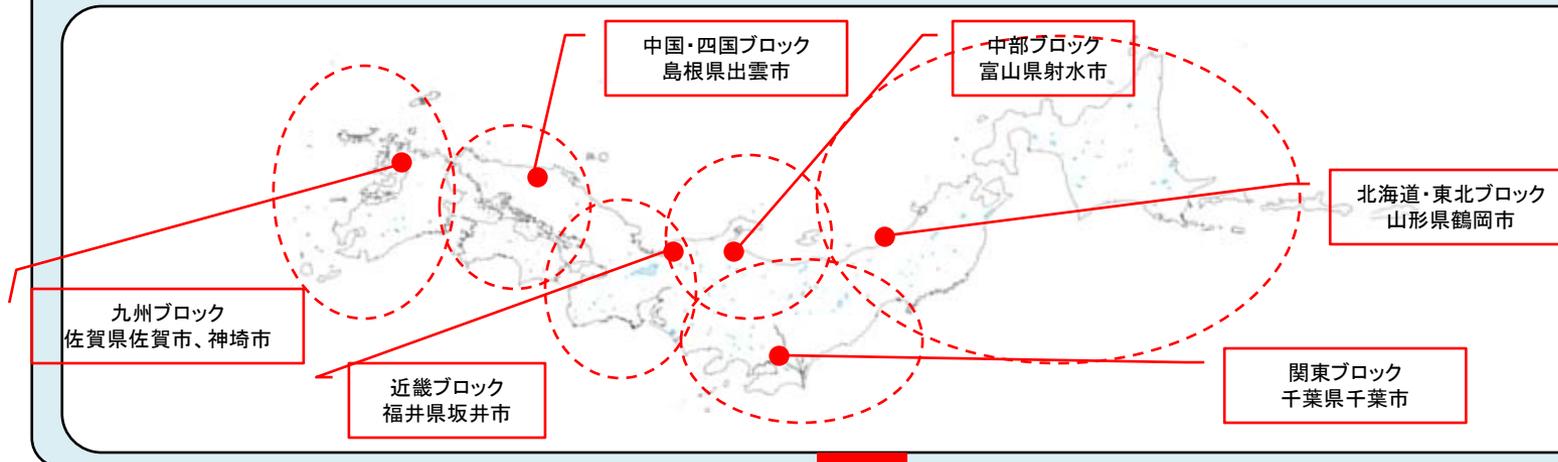
緊急消防援助隊ブロック訓練にDMATが参加(2)

連携・情報共有体制の確保イメージ(案)



緊急消防援助隊ブロック訓練にDMATが参加(3)

昨年度検討会の提言に基づいた実動(図上)訓練を実施



検証事項

- (1) 災害対策本部、消防応援活動調整本部・指揮支援本部等における連携体制の確立
- (2) 被災地内における救急救命士への特定行為に関する指示等
- (3) 被災地(災害現場)への出動
- (4) 安全管理
- (5) 情報共有体制の確保

検討項目

課題の抽出及び改善策の提案

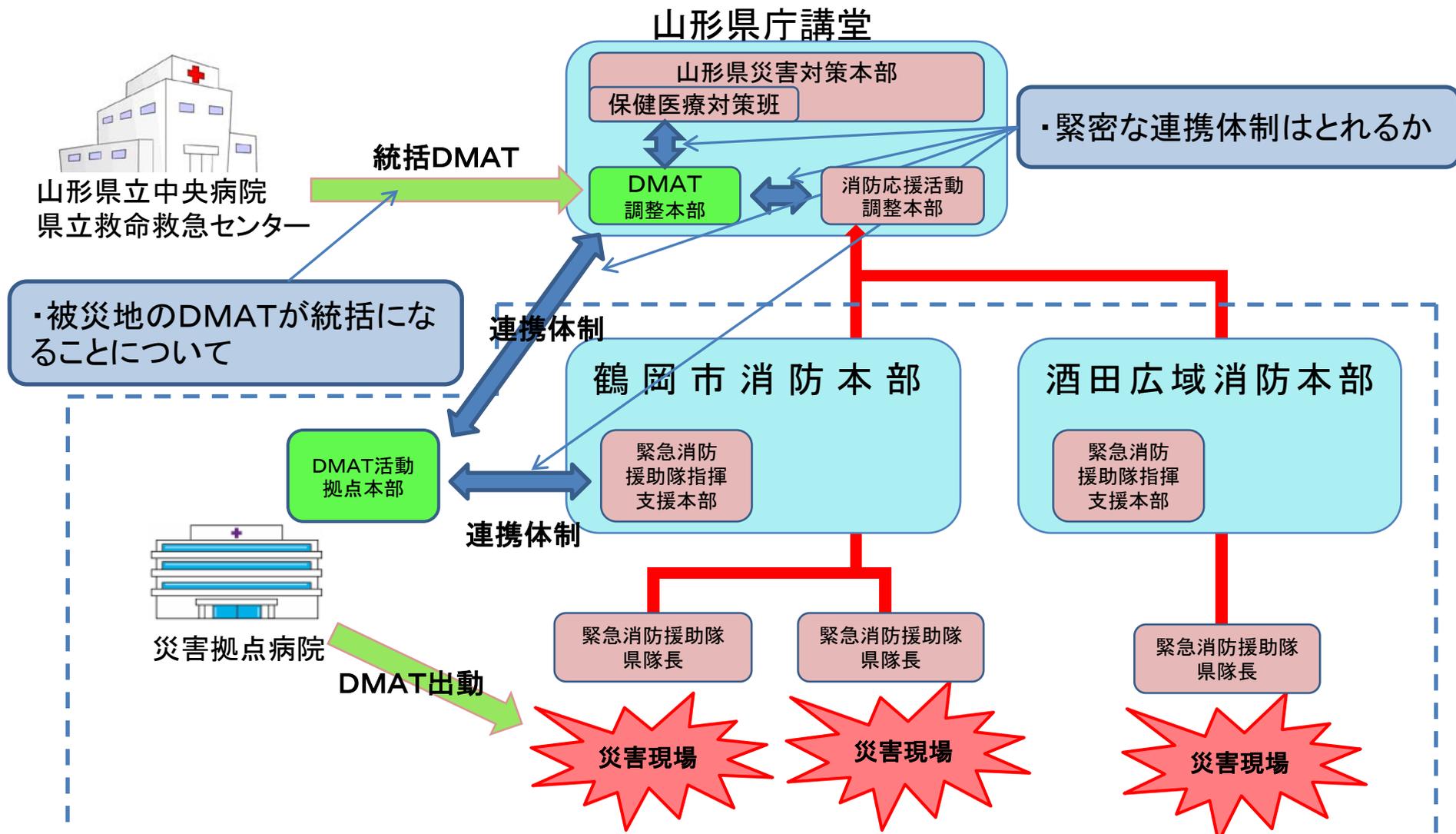
緊急消防援助隊ブロック訓練にDMATが参加(4)

各ブロックでのDMAT参加可否と主な訓練内容

ブロック	開催予定日 開催場所	訓練内容
北海道 東北	10月13日(火)、14日(水) 山形県鶴岡市大字大宝寺 『赤川河川敷緑地公園』	<ul style="list-style-type: none"> ・統括DMATが災对本部に参加 ・消防応援活動調整本部、県災害対策本部医療対策班にアドバイスとDMATの配備調整 ・災害現場での医療関係の問題に対してアドバイス ・他のDMATの参観有
関東	11月14日(土)、15日(日) 千葉県千葉市美浜区若葉 『幕張新都心内造成地』	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県DMAT運用マニュアルに基づき、災害現場での連携訓練 ・会場内の仮設災害拠点病院から出動
中部	11月 6日(金)、7日(土) 富山県射水市 『県民公園太閤山ランド隣接 JET駐車場跡地』	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県DMAT4~5チームが参加 ・車両火災(トンネル)救出訓練、座屈倒壊建物救出訓練
近畿	10月17日(土)、18日(日) 福井県坂井市 『テクノポート福井、福井空港 他』	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県内各病院DMAT(5~6)、県外DMAT参加予定 ・広域医療搬送訓練(福井空港:DMAT参集、CSM設置運営) ・医療関係者空輸訓練(テクノポート福井) ・応急救護所運営訓練(トリアージ、重傷負傷者搬送)
中国 四国	10月15日(木)、16日(金) 島根県出雲市武志町 『斐伊川河川敷公園』	<ul style="list-style-type: none"> ・他県DMATが調整本部に入る ・高知日赤、広大、鳥取大、鳥取県中央病院、島根県中央病院、島根大、松江日赤の7DMATが参加 ・図上訓練のほか、参集、野営、実地訓練における調整も行う
九州	10月 9日(金)、10日(土) 佐賀県佐賀市 『嘉瀬川河川敷』	<ul style="list-style-type: none"> ・県統括DMATが調整本部に入る ・九州各県のDMATに参加要請中(9チーム) ・福岡県の統括DMATに参観を要請

緊急消防援助隊ブロック訓練にDMATが参加(5)

北海道東北ブロック合同訓練の概要(図上(机上)訓練、実動訓練実施)



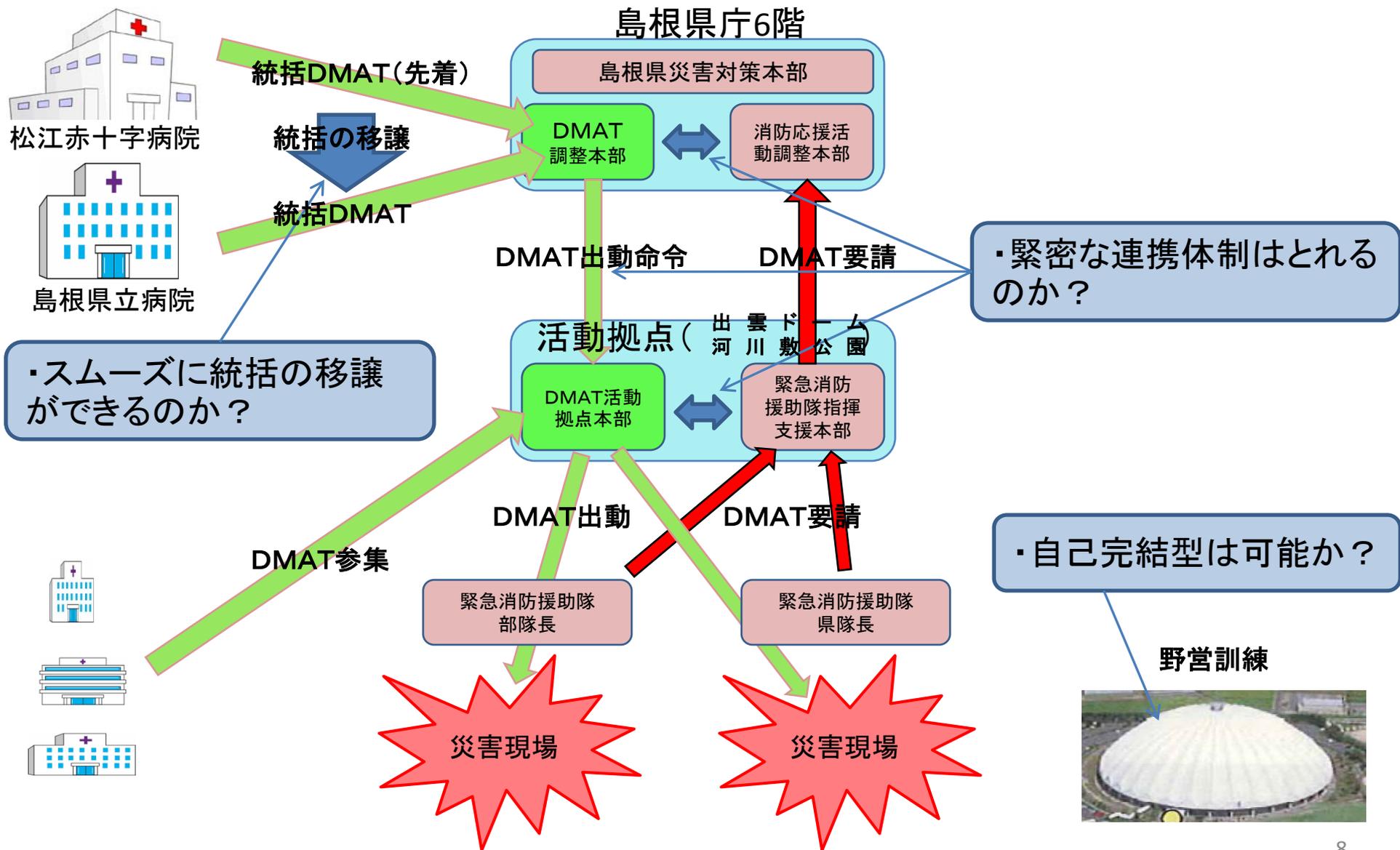
・被災地のDMATが統括になることについて

・緊密な連携体制はとれるか

図上(机上)訓練ではコントローラーで対応、鶴岡市消防本部(指揮支援本部)とDMAT活動拠点本部の連携については実動訓練を実施

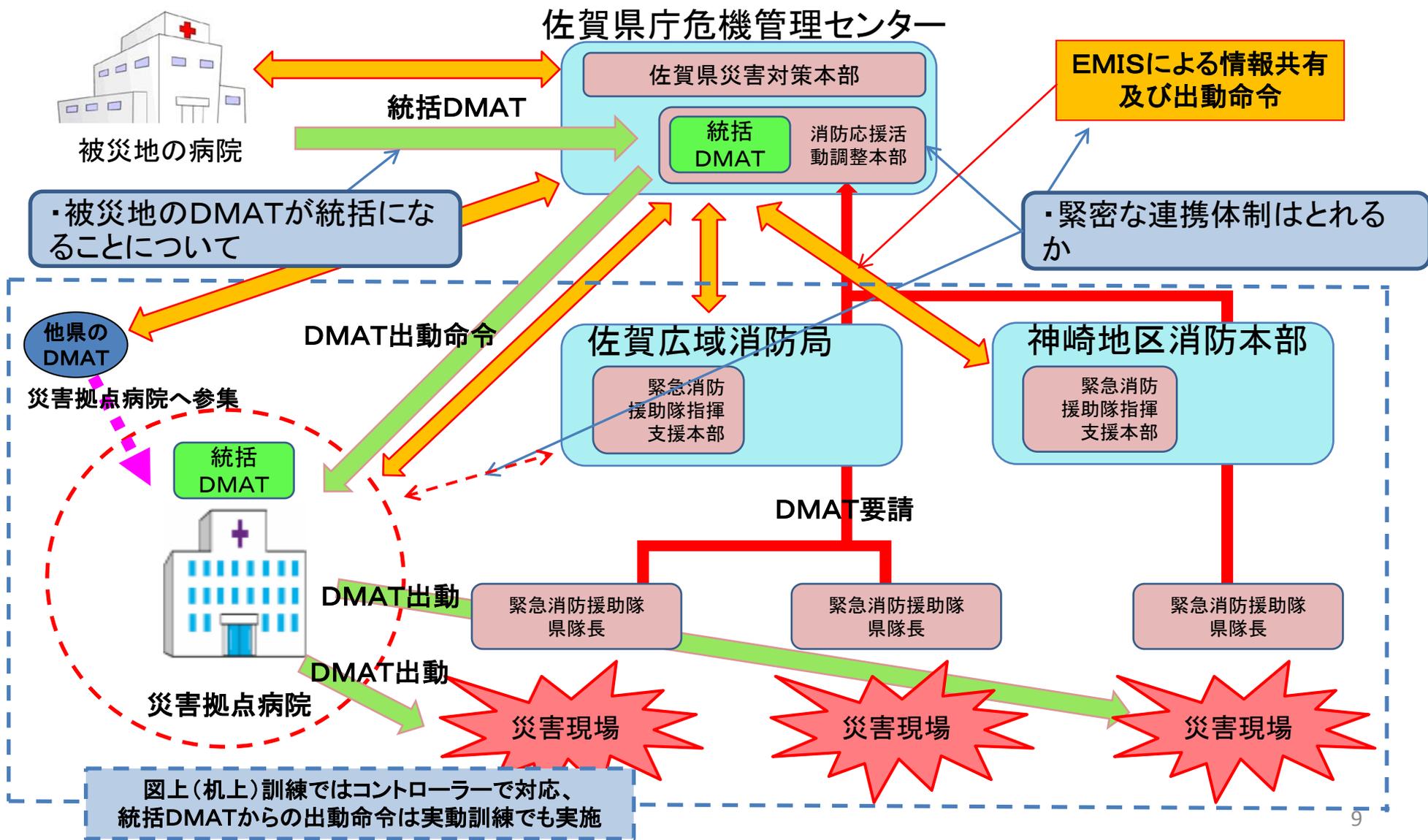
緊急消防援助隊ブロック訓練にDMATが参加(6)

中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練の概要



緊急消防援助隊ブロック訓練にDMATが参加(7)

九州ブロック合同訓練の概要(図上(机上)訓練、実動訓練実施)

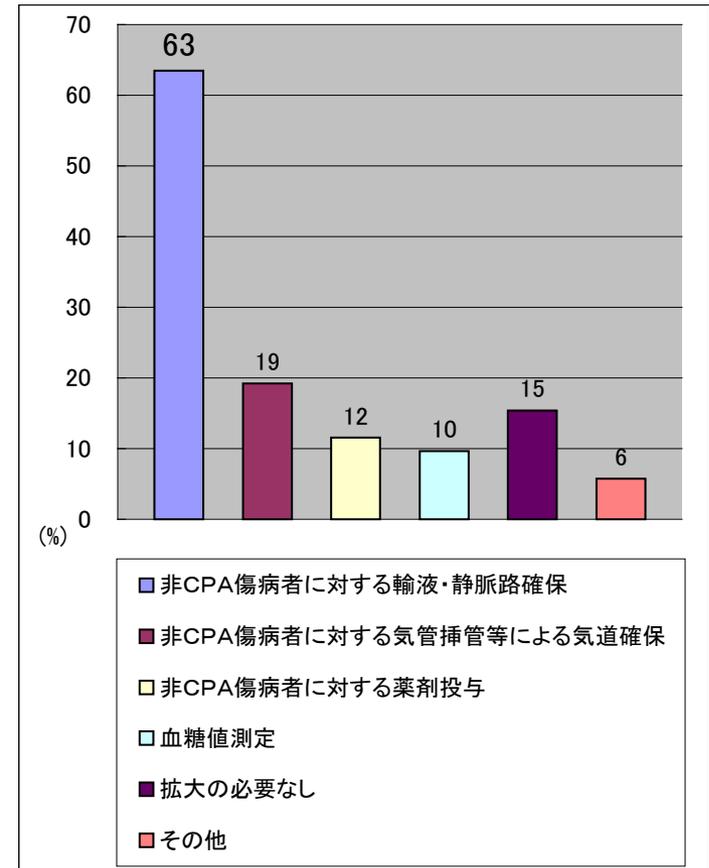


(1) 救急救命士の処置開始時期(状態)の拡大

心肺機能停止状態前の傷病者に対する
静脈路確保

- ・侵襲性の低い医療行為であり、
- ・救出に長時間を要する場合に、重篤化を回避

救命率の向上が期待できるため
検討する必要がある



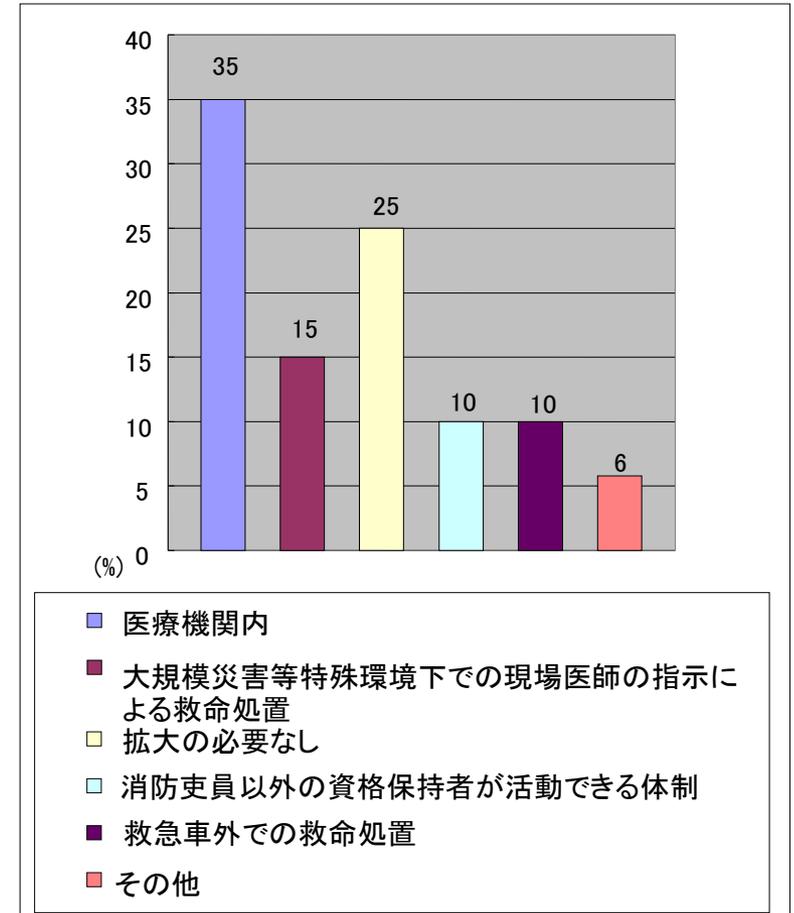
消防庁が平成20年度に全国消防長会救急委員会委員(52消防本部)に対して行ったアンケート結果

(2) 救急救命士の活動場所の拡大

- ・ 災害現場において救出中の傷病者に対する救急救命処置
- ・ 応急救護所へ搬送された傷病者に対する救急救命処置

医師や看護師のマンパワーが不足する
大規模災害時における救急救命士の活用

救急車以外の場所において医師の管理
下で救急救命処置を行えるよう今後検
討を行う必要がある



消防庁が平成20年度に全国消防長会救急委員会委員(52消防本部)に対して行ったアンケート結果

災害時に救急救命士に求められる救急救命処置のあり方(3)

アンケートの主な意見

	処置開始時期の拡大	場所の拡大
必要	<ul style="list-style-type: none"> ○多数の重症傷病者が発生する事案が発生した場合、搬送や救出に時間がかかり、傷病者の生命を脅かす可能性がある。静脈路確保を早期に実施できれば、そういった事態を取り除くことができると考える。 ○交通事故や重量物によるはさまれ事故等（広域的な災害を含む）であって救出に長時間を要する場合等において、傷病者に静脈路確保による輸液を行うことは、現在の救急救命士の知識と技術で対応が可能と考える。 ○CPAIになってから要請し静脈路確保となると、CPRとの兼合いから処置の遅延、薬剤投与のタイミングに大きな影響が出ることから、レベル3桁における全症例の静脈路確保が有効と考える。 ○出血性ショックを伴う非CPAIに対する輸液について早期に実施できるようにすべきと考える。 ○出血性ショックだけでなく脱水などを含めた循環血液量減少性ショックの場合CPAIになってからでは脳へのダメージが避けられない。レベル20～30での実施は極めて有効。 ○意識消失、死戦期呼吸（あえぎ呼吸）の確認により処置開始の時期と考える。 ○傷病者が心肺停止状態になる前の処置の開始は病態の重篤化を回避するうえで不可欠な事案はこれからも増加していくと思われる。MCIによるプレホスピタルケアの充実が前提になるが、救命率の向上に寄与すると考える。 ○器具を用いた気道確保については包括的指示下で実施することができるようにすることが必要。 ○意識障害の原因が低血糖発作によるものと鑑別できるよう、観血的操作の一部を限定解除する事で、容態管理や搬送先の選定が容易になることが期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害時に勤務外の救急救命士が救急救命処置の必要な救急現場に遭遇した時などに、処置が可能になることが望まれる。 ○現行救急救命士法の規定を拡大し、救急現場も明確に含めることで、大規模災害時の活動や病院での補助が可能になり、救命士を医療職として有効活用できるのではないか。 ○PA出動で、タンク隊が先に現場に到着した場合、救急救命士法第44条の規定により処置が行えないため場所の拡大は必要。 ○救急車の出動頻度が高く、署に救急車がない状況の場合にかけつけ通報では救急車内ではないため、救急救命処置ができない。場所の拡大は救命率の向上に必須。 ○搬送先医療機関で医師が直ちに対応できない場合に救命士による処置が可能であれば救命率の向上が期待される。 ○病院収容後における継続的な救命処置が行えれば、病院の少ない人員での効率的な処置が行えると考えられる。 ○初期医療機関では機材や薬剤がないため救命処置が実施できない場合があり、処置を求められるケースがある。 ○搬送後の院内の状況を考えると、3次救急病院に関してはマンパワーが充実しているが、2次救急病院へ重症患者を搬送した場合は、救急隊の処置への参加が必要であると考えられる。 ○病院搬入時に救急救命処置等の補助を行うことで、直接指導のもとに処置を行うことができ、症例数の少ない地域では経験数が増え救命士のスキルアップに繋がる。 ○他の医療従事者と異なり、十分な医学的観点からの経験を積むことが現状の業務範囲では困難であることから、処置場所を拡大することに賛成する。
必要ではない	<ul style="list-style-type: none"> ○医療過誤等による訴訟のリスクが非常に高い事から、傷病者へのメリットと救急隊が背負うリスクという双方の観点から慎重に進めなければいけない。 ○処置開始時期の拡大が認められれば、今以上に救命士への責任と負担が増えてくるそれに見合うだけの処遇改善を検討していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○救急救命士法第44条の「但し書き」により、救急自動車に乗せるまでの間において救急救命処置を行うことが必要だと判断した場合は、現場等においても処置を実施しており、現行のままで特に問題はない。 ○資器材使用を考慮すれば業務範囲は適正と考える。 ○あくまでも消防業務の範囲のため、現行の範囲でよいと考える。 ○病院、医院内での救命処置行為は、傷病者が医師の管理下に置かれることが前提となることから、場所の拡大は現行どおりでよいのではないか。

緊急消防援助隊合同訓練に関するアンケート 調査票（案）

1. 消 防 関 係
2. D M A T
3. コ ン ト ロ ー ラ ー

緊急消防援助隊合同訓練に関するアンケート

消防関係

訓練会場 緊急消防援助隊合同訓練 () 会場) ←アンケート実施者記入

参加者のプロフィールについてお尋ねします。

問1 氏名、所属、職名をご記入下さい。

氏名	
所属	
職名	

問2 これまでの災害対応経験に○をつけて下さい。(該当するもの全てに○)

1. 地震災害の対応経験	2. 風水害の対応経験
3. 大規模火災の対応経験	4. 事故等による多数負傷者対応経験
5. 実災害対応経験なし	

問3 これまでの訓練経験に○をつけて下さい。(該当するもの全てに○)

1. 地震災害対応訓練の経験	2. 風水害対応訓練の経験
3. 大規模火災対応訓練の経験	4. 事故等による多数負傷者対応訓練の経験
5. 災害対応訓練未経験	

緊急消防援助隊合同訓練についてお尋ねします。

問4 訓練における担当部署はどこですか。(○は一つ)

1. 災害対策本部	2. 消防応援活動調整本部
3. 緊急消防援助隊指揮支援本部	
4. その他(具体的に:)	

問5 訓練における担当任務は何ですか。

具体的に:

問6 実施した訓練項目は何ですか。(該当するもの全てに○)

1. 被害状況の収集、取りまとめ、提供	2. 各機関の活動状況の確認
3. 応援要請及び被災地・関係機関との連絡調整	4. 災害派遣要請及び自衛隊との連絡調整
5. 消防応援活動調整本部の設置運営	6. 指揮支援本部との連絡調整
7. 緊急消防援助隊の部隊配備の決定・指示	8. 緊急消防援助隊(航空部隊)の活動調整
9. 緊急消防援助隊の部隊移動の実施	10. 災害現場からの出動要請(実動訓練)
11. 集結、災害現場への出動、救助・救急措置の実施(実動訓練)	
12. その他(具体的に:)	

上記の設問で○をつけた訓練について、その問題点は何ですか。

選択肢	問題点

問7 訓練では有効に連携できましたか。(○は一つ)

1. はい	2. いいえ
-------	--------

問8 (問7で「いいえ」と回答した方)連携を妨げた事由は何ですか。

【例えば、災害対策本部と緊急消防援助隊調整本部の情報の共有化が十分でなかった、医療機関やDMATが使用する専門用語が理解できなかった、被災地のDMATが総括DMATとなり、意思決定等の権限委譲が不明確であったため、指揮系統が不明瞭となった等】

問9 収集できた情報は何か。(該当するもの全てに○)

1. 被災状況に関する情報(被災場所、被災状況(倒壊建物、土砂災害等)、負傷者数、その他)
2. 医療機関に関する情報(活動中 DMAT、派遣可能 DMAT、医薬品等医療資源、その他)
3. 消防機関に関する情報(活動中消防機関、派遣可能な消防機関、その他)
4. 自衛隊に関する情報(活動中自衛隊、派遣可能な自衛隊、その他)
5. 警察機関に関する情報(活動中警察機関、派遣可能な警察機関、その他)
6. ライフラインの被災・復旧状況に関する情報(電力、ガス、水道、その他)
7. 医療関係者や傷病者の搬送に関する情報(搬送手段、搬送経路(被災現場までの道路交通状況)、その他)
8. 現地救護所設置に関する情報(設置場所、設置体制、その他)
9. 二次被害発生に関する情報
10. 災害現場からの消防の出動要請に関する情報(集結場所・移動方法、人員数、装備、その他)

問10 そうした情報はどのように収集しましたか。(該当するもの全てに○)

1. 関係者からの口頭報告
2. 行政無線
3. 消防無線
4. 広域災害救急医療情報システム(EMIS)
5. 電話
6. FAX
7. その他(具体的に:)

問11 そうした情報を収集した機関はどこですか。(該当するもの全てに○)

1. 消防機関
2. DMAT
3. 消防防災主管部局
4. 衛生主管部局
5. 自衛隊
6. 警察機関
7. その他(具体的に:)

問12 DMAT から提供された情報で有効だったものは何か。

具体的に:

問13 DMAT から提供が望まれる情報や助言は何か。

具体的に:

訓練において活動方針等の意思決定のために提供できた情報についてについてお尋ねします。

問14 提供できた情報は何か。(該当するもの全てに○)

1. 被災状況に関する情報(被災場所、被災状況(倒壊建物、土砂災害等)、負傷者数、その他)
2. 医療機関に関する情報(活動中 DMAT、派遣可能 DMAT、医薬品等医療資源、その他)
3. 消防機関に関する情報(活動中消防機関、派遣可能な消防機関、その他)
4. 自衛隊に関する情報(活動中自衛隊、派遣可能な自衛隊、その他)
5. 警察機関に関する情報(活動中警察機関、派遣可能な警察機関、その他)
6. ライフラインの被災・復旧状況に関する情報(電力、ガス、水道、その他)
7. 医療関係者や傷病者の搬送に関する情報(搬送手段、搬送経路(被災現場までの道路交通状況)、その他)
8. 現地救護所設置に関する情報(設置場所、設置体制、その他)
9. 二次被害発生に関する情報
10. 災害現場への消防の出動に関する情報(集結場所・移動方法、人員数、装備、その他)

問15 それはどのような方法で提供しましたか。(該当するもの全てに○)

1. 関係者からの口頭報告
2. 行政無線
3. 消防無線
4. 広域災害救急医療情報システム(EMIS)
5. 電話
6. FAX
7. その他(具体的に:)

問16 そうした情報を提供した機関はどこですか。(該当するもの全てに○)

1. 消防機関
2. DMAT
3. 消防防災主管部局
4. 衛生主管部局
5. 自衛隊
6. 警察機関
7. その他(具体的に:)

災害時における消防と医療の連携についてお尋ねします。

災害時における消防と医療の連携に関する検討会(平成21年3月、総務省消防庁)では、以下に示す提言がなされています。それぞれについて、課題とそれに対する改善策等についてご記入ください。

1 災害対策本部等における連携体制

(1) 国レベルにおける連携体制

総務省消防庁と厚生労働省は相互の連携体制を緊密に図るものとし、災害発生時に必要に応じ総務省消防庁災害対策本部に厚生労働省から連絡要員を派遣する等により、情報共有体制の確立等を図る。

(2) 被災地における連携体制

必要に応じ、消防応援活動調整本部^{*1}(以下「調整本部」という。)及び緊急消防援助隊指揮支援本部^{*2}(以下「支援本部」という。)において、消防機関とDMATの連携体制を確立する。

(調整本部における連携の例)

- ア 被災都道府県内における応援消防機関と医療機関との連携に係る総合調整(DMAT現地本部^{*3}との連携を含む)
- イ 災害現場への消防機関と連携した迅速な医療資源の投入、消防防災ヘリとドクターヘリが効率的な活動を行うための連携運用に関する調整
- ウ その他必要な事項

(支援本部における連携の例)

- ア 被災市町村内における応援消防機関と医療機関との連携に係る総合調整
- イ 災害現場への消防機関と連携した迅速な医療資源の投入に関する調整
- ウ その他必要な事項

消防応援活動調整本部^{*1}: 都道府県災害対策本部に近接して設置され、緊急消防援助隊の部隊

緊急消防援助隊指揮支援本部^{*2}：

移動及び活動調整、各種情報の収集整理及び関係機関との連絡調整を行う。

DMAT現地本部^{*3}：

原則として被災市町村に設置され、各都道府県隊の活動管理や関係機関との連絡調整及び消防応援活動調整本部との連絡調整を行う。

被災地の都道府県は、災害拠点病院等から適当な場所を選定し、DMAT現地本部を設置する。

DMAT現地本部は、被災地の都道府県災害対策本部の指揮下に置かれ、平時に定めた統括DMAT登録者が本部長となり、当該都道府県で活動する全DMATの指揮・調整等を行う。

2 調整本部・支援本部における活動方針

消防機関とDMATが連携する現場活動及び傷病者の搬送は調整本部及び支援本部において方針を決定する。

- (1) 消防防災ヘリ、ドクターヘリの連携した運用については、調整本部において基本的な方針を決定する。
- (2) 被災地内における救急車による搬送については、調整本部における配備方針を踏まえ、支援本部において活動方針を決定する。

3 被災地内における救急救命士への特定行為に関する指示等

救急救命士が行う特定行為に対する指示やトリアージの方法に関し、調整本部において消防機関・地元医療機関・DMATが連携し指示体制等の方針を調整する。

4 被災地(災害現場)への出動

DMATが被災地へ出動し、消防機関と連携して活動を行うため、そのシステムを事前に構築する。

消防機関とDMATの被災地における連携は、大きな効果を生むことが期待される。このことから、各都道府県におけるDMATの組織状況、各都道府県の消防機関との連携状況や今後の事例検証等を踏まえてDMATを被災地へ派遣する体制を構築していくものとする。

(被災地への出動の例)

(1) 調整本部で活動するDMATの出動

災害の状況及び態様に応じ、DMATの先遣を必要とする場合には、緊急消防援助隊指揮支援部隊長等とともに都道府県に設置される調整本部等へヘリコプター(搭乗人員の関係から具体的には1名又は2名)等で被災地に出動する。なお、派遣されるDMAT医師は、災害医療に関する専門的な知識及び経験を有する者を充てるものとする。

(2) 支援本部で活動するDMATの出動

災害の状況及び態様に応じ、DMATの先遣を必要とする場合には、緊急消防援助隊指揮支援隊長が所属する消防本部の消防車両(人員搬送車等)等で消防隊とともに陸路で被災市町村に出動する。

(3) 災害現場で活動するDMATの出動

災害現場で活動するDMATは、都道府県及び消防本部とDMATとの派遣に関する調整ができていないことを前提として災害の状況及び態様に応じ、連携活動の効果が期待できる場合において、緊急消防援助隊とともに出動することが期待される。

なお、DMATの活動全体の調整は、調整本部、DMAT現地本部等との連携を図る中で実施する。

(4) 緊急消防援助隊とともに出動した調整本部及び支援本部で活動するDMAT医師は、原則として消防機関と一体となって活動する。

5 安全管理

被災地(災害現場)への出動から現場活動を含め、消防機関と連携した活動については消防機関の指揮下において行うものとし、事前に取決めを行う。

調整本部のDMAT等を含めた全体の安全管理は主として消防機関が行う。

6 情報共有体制の確保

消防機関とDMATが活動を円滑に行うため、消防機関の情報連絡体制を有効に活用する等、情報を共有して活動を行う。

災害の状況及び態様から、消防機関が必要と認める場合には、DMAT現地本部、災害拠点病院等に派遣した情報伝達員等による情報伝達体制を確認し、情報を共有する等の方法が考えられる。

7 平素からの連携体制の構築

消防機関とDMATが大規模災害発生時に災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施するためには、平素から以下に示す例を参考に連携体制を構築しておく必要があると考えられる。

(1) 災害現場における連携体制

消防機関とDMATは、災害現場における救助活動等の実態及び災害現場において必要とされる医療に関して、相互に理解を深め、安全かつ円滑な連携体制を構築する。

(連携体制の例)

- ア 消防機関の指揮体制と其中で活動するDMATの連携体制
- イ 消防機関とDMAT相互の活動・装備・用語等に関する情報共有
- ウ その他、災害現場における連携活動に必要な事項

(2) 災害出動等に関する連携体制

消防機関とDMATは、消防機関がDMATの災害現場への迅速な出動を必要と認めた場合における、出動態勢を確保するために必要な連携体制を構築する。

(連携体制の例)

- ア 消防機関からのDMATへの要請手順及び手段
- イ 災害現場への出動手段(ドクターカー、消防機関の車両等)
- ウ 人員編成や携行資器材等の準備体制及びその他必要な事項

問17 災害対策本部等における連携体制について

【例えば、FAX、電話等のみでは、具体的かつ詳細な情報伝達が可能でないため、消防無線と災害拠点病院等医療機関の情報通信の整備が必要である、広域災害医療情報システム(EMIS)の有効活用が必要である等】

問18 調整本部・支援本部における活動方針について

【例えば、都道府県内での統一したメディカルコントロールの方針が必要である、等】

問19 被災地内における救急救命士への特定行為に関する指示等について

【例えば、医師からの特定行為(処置開始の時期、活動場所)の範囲の目安の設定が必要である、等】

問20 被災地(災害現場)への出動について

【例えば、DMAT 医師を受け入れるための事前体制の整備が必要である、等】

問21 安全管理について

【例えば、活動費用や災害時補償についての活動にかかる支弁制度の整備が必要である、等】

問22 情報共有体制の確保について

【例えば、FAX、電話等のみでは、具体的かつ詳細な情報伝達が可能でないため、消防と災害拠点病院等医療機関の情報通信シームレスが必要である、等】

問23 平素からの連携体制の構築について

【例えば、消防機関と DMAT が大規模災害発生時に災害現場において安全かつ円滑な連携活動するためには、訓練実施や講演会等の開催を通じ、平素からの顔の見える関係の構築が必要である、等】

以上で質問は終了です。ご協力ありがとうございました。

緊急消防援助隊合同訓練に関するアンケート

DMAT 関係

訓練会場 緊急消防援助隊合同訓練 () 会場) ←アンケート実施者記入

参加者のプロフィールについてお尋ねします。

問1 氏名、所属、職名をご記入下さい。

氏名	
所属	
職名	

問2 これまでの災害対応経験に○をつけて下さい。(該当するもの全てに○)

1. 地震災害の対応経験	2. 風水害の対応経験
3. 大規模火災の対応経験	4. 事故等による多数負傷者対応経験
5. 実災害対応経験なし	

問3 これまでの訓練経験に○をつけて下さい。(該当するもの全てに○)

1. 地震災害対応訓練の経験	2. 風水害対応訓練の経験
3. 大規模火災対応訓練の経験	4. 事故等による多数負傷者対応訓練の経験
5. 災害対応訓練未経験	

緊急消防援助隊合同訓練についてお尋ねします。

問4 訓練における担当部署はどこですか。(○は一つ)

1. 災害対策本部	2. 消防応援活動調整本部
3. 緊急消防援助隊指揮支援本部	
4. その他(具体的に:)	

問5 訓練における担当任務は何ですか。

具体的に:

問6 実施した訓練項目は何ですか。(該当するもの全てに○)

1. 被害状況の収集、取りまとめ、提供	2. 各機関の活動状況の確認
3. 応援要請及び被災地・関係機関との連絡調整	4. 災害派遣要請及び自衛隊との連絡調整
5. 消防応援活動調整本部の設置運営	6. 指揮支援本部との連絡調整
7. 緊急消防援助隊の部隊配備の決定・指示	8. 緊急消防援助隊(航空部隊)の活動調整
9. 緊急消防援助隊の部隊移動の実施	10. 災害現場からの出動要請(実動訓練)
11. 集結、災害現場出動への出動、救助・救急措置の実施(実動訓練)	
12. その他(具体的に:)	

上記の設問で○をつけた訓練について、その問題点は何ですか。

選択肢	問題点

問7 訓練では有効に連携できましたか。(○は一つ)

1. はい	2. いいえ
-------	--------

問8 (問7で「いいえ」と回答した方)連携を妨げた事由は何ですか。

【例えば、災害対策本部と緊急消防援助隊調整本部の情報の共有化が十分でなかった、医療機関やDMATが使用する専門用語が理解できなかった、被災地のDMATが総括DMATとなり、意思決定等の権限委譲が不明確であったため、指揮系統が不明瞭となった等】

問9 収集できた情報は何か。(該当するもの全てに○)

1. 被災状況に関する情報(被災場所、被災状況(倒壊建物、土砂災害等)、負傷者数、その他)
2. 医療機関に関する情報(活動中 DMAT、派遣可能 DMAT、医薬品等医療資源、その他)
3. 消防機関に関する情報(活動中消防機関、派遣可能な消防機関、その他)
4. 自衛隊に関する情報(活動中自衛隊、派遣可能な自衛隊、その他)
5. 警察機関に関する情報(活動中警察機関、派遣可能な警察機関、その他)
6. ライフラインの被災・復旧状況(電力、ガス、水道、その他)
7. 医療関係者や傷病者の搬送に関する情報(搬送手段、搬送経路(被災現場までの道路交通状況)、その他)
8. 現地救護所設置に関する情報(設置場所、設置体制、その他)
9. 二次被害発生に関する情報
10. 災害現場からのDMAT出動要請に関する情報(集結場所・移動方法、人員数、携行医療資源、その他)

問10 そうした情報はどのように収集しましたか。(該当するもの全てに○)

1. 関係者からの口頭報告
2. 行政無線
3. 消防無線
4. 広域災害救急医療情報システム(EMIS)
5. 電話
6. FAX
7. その他(具体的に:)

問11 そうした情報を収集した機関はどこですか。(該当するもの全てに○)

1. 消防機関
2. DMAT
3. 消防防災主管部局
4. 衛生主管部局
5. 自衛隊
6. 警察機関
7. その他(具体的に:)

問12 消防から提供された情報で有効だったものは何か。

具体的に:

問13 消防からの提供が望まれる情報は何か。

具体的に:

訓練において活動方針等の意思決定のために提供できた情報についてについてお尋ねします。

問14 提供できた情報は何か。(該当するもの全てに○)

1. 被災状況に関する情報(被災場所、被災状況(倒壊建物、土砂災害等)、負傷者数、その他)
2. 医療機関に関する情報(活動中 DMAT、派遣可能 DMAT、医薬品等医療資源、その他)
3. 消防機関に関する情報(活動中消防機関、派遣可能な消防機関、その他)
4. 自衛隊に関する情報(活動中自衛隊、派遣可能な自衛隊、その他)
5. 警察機関に関する情報(活動中警察機関、派遣可能な警察機関、その他)
6. ライフラインの被災・復旧状況(電力、ガス、水道、その他)
7. 医療関係者や傷病者の搬送に関する情報(搬送手段、搬送経路(被災現場までの道路交通状況)、その他)
8. 現地救護所設置に関する情報(設置場所、設置体制、その他)
9. 二次被害発生に関する情報
10. 災害現場へのDMATの出動に関する情報(集結場所・移動方法、人員数、携行医療資源、その他)

問15 それはどのような方法で提供しましたか。(該当するもの全てに○)

1. 関係者からの口頭報告
2. 行政無線
3. 消防無線
4. 広域災害救急医療情報システム(EMIS)
5. 電話
6. FAX
7. その他(具体的に:)

問16 そうした情報を提供した機関はどこですか。(該当するもの全てに○)

1. 消防機関
2. DMAT
3. 消防防災主管部局
4. 衛生主管部局
5. 自衛隊
6. 警察機関
7. その他(具体的に:)

災害対策本部や緊急消防援助隊調整本部に対する助言等についてお尋ねします。

問17 訓練実施時に災害対策本部や緊急消防援助隊調整本部へ助言をしましたか。(○は一つ)

1. 助言した
2. 助言しなかった

問18 (問17で「助言した」と回答した方)その助言した内容は何か。

【例えば、被災地内における救急救命士への特定行為に関する指示、等】

問19 (問17で「助言しなかった」と回答した方)助言しなかった理由は何ですか。

災害時における消防と医療の連携についてお尋ねします。

災害時における消防と医療の連携に関する検討会(平成21年3月、総務省消防庁)では、以下に示す提言がなされています。それぞれについて、課題とそれに対する改善策等についてご記入ください。

1 災害対策本部等における連携体制

(1) 国レベルにおける連携体制

総務省消防庁と厚生労働省は相互の連携体制を緊密に図るものとし、災害発生時に必要に応じ総務省消防庁災害対策本部に厚生労働省から連絡要員を派遣する等により、情報共有体制の確立等を図る。

(2) 被災地における連携体制

必要に応じ、消防応援活動調整本部^{*1}(以下「調整本部」という。)及び緊急消防援助隊指揮支援本部^{*2}(以下「支援本部」という。)において、消防機関とDMATの連携体制を確立する。

(調整本部における連携の例)

- ア 被災都道府県内における応援消防機関と医療機関との連携に係る総合調整(DMAT現地本部^{*3}との連携を含む)
- イ 災害現場への消防機関と連携した迅速な医療資源の投入、消防防災ヘリとドクターヘリが効率的な活動を行うための連携運用に関する調整
- ウ その他必要な事項

(支援本部における連携の例)

- ア 被災市町村内における応援消防機関と医療機関との連携に係る総合調整
- イ 災害現場への消防機関と連携した迅速な医療資源の投入に関する調整
- ウ その他必要な事項

消防応援活動調整本部^{*1}: 都道府県災害対策本部に近接して設置され、緊急消防援助隊の部隊移動及び活動調整、各種情報の収集整理及び関係機関との連絡調整を行う。

緊急消防援助隊指揮支援本部^{*2}: 原則として被災市町村に設置され、各都道府県隊の活動管理や関係機関との連絡調整及び消防応援活動調整本部との連絡調整を行う。

DMAT現地本部^{*3}: 被災地の都道府県は、災害拠点病院等から適当な場所を選定し、DMAT現地本部を設置する。

DMAT現地本部は、被災地の都道府県災害対策本部の指揮下に置かれ、平時に定めた統括DMAT登録者が本部長となり、当該都道府県で活動する全DMATの指揮・調整等を行う。

2 調整本部・支援本部における活動方針

消防機関とDMATが連携する現場活動及び傷病者の搬送は調整本部及び支援本部において方針を決定する。

- (1) 消防防災ヘリ、ドクターヘリの連携した運用については、調整本部において基本的な方針を決定する。
- (2) 被災地内における救急車による搬送については、調整本部における配備方針を踏まえ、支援本部において活動方針を決定する。

3 被災地内における救急救命士への特定行為に関する指示等

救急救命士が行う特定行為に対する指示やトリアージの方法に関し、調整本部において消防機関・地元医療機関・DMATが連携し指示体制等の方針を調整する。

4 被災地(災害現場)への出動

DMATが被災地へ出動し、消防機関と連携して活動を行うため、そのシステムを事前に構築する。

消防機関とDMATの被災地における連携は、大きな効果を生むことが期待される。このことから、各都道府県におけるDMATの組織状況、各都道府県の消防機関との連携状況や今後の実例検証等を踏まえてDMATを被災地へ派遣する体制を構築していくものとする。

(被災地への出動の例)

(1) 調整本部で活動するDMATの出動

災害の状況及び態様に応じ、DMATの先遣を必要とする場合には、緊急消防援助隊指揮支援部隊長等とともに都道府県に設置される調整本部等へヘリコプター（搭乗人員の関係から具体的には1名又は2名）等で被災地に出動する。なお、派遣されるDMAT医師は、災害医療に関する専門的な知識及び経験を有する者を充てるものとする。

(2) 支援本部で活動するDMATの出動

災害の状況及び態様に応じ、DMATの先遣を必要とする場合には、緊急消防援助隊指揮支援隊長が所属する消防本部の消防車両（人員搬送車等）等で消防隊とともに陸路で被災市町村に出動する。

(3) 災害現場で活動するDMATの出動

災害現場で活動するDMATは、都道府県及び消防本部とDMATとの派遣に関する調整ができていないことを前提として災害の状況及び態様に応じ、連携活動の効果が期待できる場合において、緊急消防援助隊とともに出動することが期待される。

なお、DMATの活動全体の調整は、調整本部、DMAT現地本部等との連携を図る中で実施する。

(4) 緊急消防援助隊とともに出動した調整本部及び支援本部で活動するDMAT医師は、原則として消防機関と一体となって活動する。

5 安全管理

被災地（災害現場）への出動から現場活動を含め、消防機関と連携した活動については消防機関の指揮下において行うものとし、事前に取決めを行う。

調整本部のDMAT等を含めた全体の安全管理は主として消防機関が行う。

6 情報共有体制の確保

消防機関とDMATが活動を円滑に行うため、消防機関の情報連絡体制を有効に活用する等、情報を共有して活動を行う。

災害の状況及び態様から、消防機関が必要と認める場合には、DMAT現地本部、災害拠点病院等に派遣した情報伝達員等による情報伝達体制を確認し、情報を共有する等の方法が考えられる。

7 平素からの連携体制の構築

消防機関とDMATが大規模災害発生時に災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施するためには、平素から以下に示す例を参考に連携体制を構築しておく必要があると考えられる。

(1) 災害現場における連携体制

消防機関とDMATは、災害現場における救助活動等の実態及び災害現場において必要とされる医療に関して、相互に理解を深め、安全かつ円滑な連携体制を構築する。

（連携体制の例）

- ア 消防機関の指揮体制とその中で活動するDMATの連携体制
- イ 消防機関とDMAT相互の活動・装備・用語等に関する情報共有
- ウ その他、災害現場における連携活動に必要な事項

(2) 災害出動等に関する連携体制

消防機関とDMATは、消防機関がDMATの災害現場への迅速な出動を必要と認めた場合における、出動態勢を確保するために必要な連携体制を構築する。

（連携体制の例）

- ア 消防機関からのDMATへの要請手順及び手段
- イ 災害現場への出動手段（ドクターカー、消防機関の車両等）
- ウ 人員編成や携行資器材等の準備体制及びその他必要な事項

問20 災害対策本部等における連携体制について

【例えば、FAX、電話等のみでは、具体的かつ詳細な情報伝達が可能でないため、消防無線と災害拠点病院等医療機関の情報通信の整備が必要である、広域災害医療情報システム(EMIS)の有効活用が必要である等】

問21 調整本部・支援本部における活動方針について

【例えば、都道府県内での統一したメディカルコントロールの方針が必要である、等】

問22 被災地内における救急救命士への特定行為に関する指示等について

【例えば、医師からの特定行為(処置開始の時期、活動場所)の範囲の目安の設定が必要である、等】

問23 被災地(災害現場)への出動について

【例えば、DMAT 医師を受け入れるための事前体制の整備が必要である、等】

問24 安全管理について

【例えば、活動費用や災害時補償についての活動にかかる支弁制度の整備が必要である、等】

問25 情報共有体制の確保について

【例えば、FAX、電話等のみでは、具体的かつ詳細な情報伝達が可能でないため、消防と災害拠点病院等医療機関の情報通信シームレスが必要である、等】

問26 平素からの連携体制の構築について

【例えば、消防機関と DMAT が大規模災害発生時に災害現場において安全かつ円滑な連携活動するためには、訓練実施や講演会等の開催を通じ、平素からの顔の見える関係の構築が必要である、等】

以上で質問は終了です。ご協力ありがとうございました。

問8 消防からDMATへ提供された情報で有効だったものは何ですか。

具体的に:

問9 消防からDMATへの提供が望まれる情報は何か。

具体的に:

問10 DMATから消防へ提供された情報や助言で有効だったものは何ですか。

具体的に:

問11 DMATから消防への提供が望まれる情報や助言は何か。

具体的に:

訓練において活動方針等の意思決定のために提供できた情報についてについてお尋ねします。

問12 提供できた情報は何か。(該当するもの全てに○)

1. 被災状況に関する情報(被災場所、被災状況(倒壊建物、土砂災害等)、負傷者数、その他)
2. 医療機関に関する情報(活動中 DMAT、派遣可能 DMAT、医薬品等医療資源、その他)
3. 消防機関に関する情報(活動中消防機関、派遣可能な消防機関、その他)
4. 自衛隊に関する情報(活動中自衛隊、派遣可能な自衛隊、その他)
5. 警察機関に関する情報(活動中警察機関、派遣可能な警察機関、その他)
6. ライフラインの被災・復旧状況(電力、ガス、水道、その他)
7. 医療関係者や傷病者の搬送に関する情報(搬送手段、搬送経路(被災現場までの道路交通状況)、その他)
8. 現地救護所設置に関する情報(設置場所、設置体制、その他)
9. 二次被害発生に関する情報
10. 災害現場へのDMATの出動に関する情報(集結場所・移動方法、人員数、携行医療資源、その他)
11. 災害現場への消防の出動に関する情報(集結場所・移動方法、人員数、装備、その他)

問13 それほどのような方法で提供しましたか。(該当するもの全てに○)

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1. 関係者からの口頭報告 | 2. 行政無線 |
| 3. 消防無線 | 4. 広域災害救急医療情報システム(EMIS) |
| 5. 電話 | 6. FAX |
| 7. その他(具体的に: _____) |) |

問14 そうした情報を提供した機関はどこですか。(該当するもの全てに○)

- | | |
|---------------------|-----------|
| 1. 消防機関 | 2. DMAT |
| 3. 消防防災主管部局 | 4. 衛生主管部局 |
| 5. 自衛隊 | 6. 警察機関 |
| 7. その他(具体的に: _____) |) |

災害時における消防と医療の連携についてお尋ねします。

災害時における消防と医療の連携に関する検討会(平成21年3月、総務省消防庁)では、以下に示す提言がなされています。それぞれについて、課題とそれに対する改善策等についてご記入ください。

1 災害対策本部等における連携体制

(1) 国レベルにおける連携体制

総務省消防庁と厚生労働省は相互の連携体制を緊密に図るものとし、災害発生時に必要に応じ総務省消防庁災害対策本部に厚生労働省から連絡要員を派遣する等により、情報共有体制の確立等を図る。

(2) 被災地における連携体制

必要に応じ、消防応援活動調整本部^{*1}(以下「調整本部」という。)及び緊急消防援助隊指揮支援本部^{*2}(以下「支援本部」という。)において、消防機関とDMATの連携体制を確立する。

(調整本部における連携の例)

- ア 被災都道府県内における応援消防機関と医療機関との連携に係る総合調整(DMAT現地本部^{*3}との連携を含む)
- イ 災害現場への消防機関と連携した迅速な医療資源の投入、消防防災ヘリとドクターヘリが効率的な活動を行うための連携運用に関する調整
- ウ その他必要な事項

(支援本部における連携の例)

- ア 被災市町村内における応援消防機関と医療機関との連携に係る総合調整
- イ 災害現場への消防機関と連携した迅速な医療資源の投入に関する調整
- ウ その他必要な事項

消防応援活動調整本部 ^{*1} ：	都道府県災害対策本部に近接して設置され、緊急消防援助隊の部隊移動及び活動調整、各種情報の収集整理及び関係機関との連絡調整を行う。
緊急消防援助隊指揮支援本部 ^{*2} ：	原則として被災市町村に設置され、各都道府県隊の活動管理や関係機関との連絡調整及び消防応援活動調整本部との連絡調整を行う。
DMAT現地本部 ^{*3} ：	被災地の都道府県は、災害拠点病院等から適当な場所を選定し、DMAT現地本部を設置する。 DMAT現地本部は、被災地の都道府県災害対策本部の指揮下に置かれ、平時に定めた統括DMAT登録者が本部長となり、当該都道府県で活動する全DMATの指揮・調整等を行う。

2 調整本部・支援本部における活動方針

消防機関とDMATが連携する現場活動及び傷病者の搬送は調整本部及び支援本部において方針を決定する。

- (1) 消防防災ヘリ、ドクターヘリの連携した運用については、調整本部において基本的な方針を決定する。
- (2) 被災地内における救急車による搬送については、調整本部における配備方針を踏まえ、支援本部において活動方針を決定する。

3 被災地内における救急救命士への特定行為に関する指示等

救急救命士が行う特定行為に対する指示やトリアージの方法に関し、調整本部において消防機関・地元医療機関・DMATが連携し指示体制等の方針を調整する。

4 被災地(災害現場)への出動

DMATが被災地へ出動し、消防機関と連携して活動を行うため、そのシステムを事前に構築する。

消防機関とDMATの被災地における連携は、大きな効果を生むことが期待される。このことから、各都道府県におけるDMATの組織状況、各都道府県の消防機関との連携状況や今後の事例検証等を踏まえてDMATを被災地へ派遣する体制を構築していくものとする。

(被災地への出動の例)

(1) 調整本部で活動するDMATの出動

災害の状況及び態様に応じ、DMATの先遣を必要とする場合には、緊急消防援助隊指揮支援部隊長等とともに都道府県に設置される調整本部等へヘリコプター(搭乗人員の関係から具体的には1名又は2名)等で被災地へ出動する。なお、派遣されるDMAT医師は、災害医療に関する専門的な知識及び経験を有する者を充てるものとする。

(2) 支援本部で活動するDMATの出動

災害の状況及び態様に応じ、DMATの先遣を必要とする場合には、緊急消防援助隊指揮支援隊長が所属する消防本部の消防車両(人員搬送車等)等で消防隊とともに陸路で被災市町村へ出動する。

(3) 災害現場で活動するDMATの出動

災害現場で活動するDMATは、都道府県及び消防本部とDMATとの派遣に関する調整ができていることを前提として災害の状況及び態様に応じ、連携活動の効果が期待できる場合において、緊急消防援助隊とともに出動することが期待される。

なお、DMATの活動全体の調整は、調整本部、DMAT現地本部等との連携を図る中で実施する。

(4) 緊急消防援助隊とともに出動した調整本部及び支援本部で活動するDMAT医師は、原則として消防機関と一体となって活動する。

5 安全管理

被災地(災害現場)への出動から現場活動を含め、消防機関と連携した活動については消防機関の指揮下において行うものとし、事前に取決めを行う。

調整本部のDMAT等を含めた全体の安全管理は主として消防機関が行う。

6 情報共有体制の確保

消防機関とDMATが活動を円滑に行うため、消防機関の情報連絡体制を有効に活用する等、情報を共有して活動を行う。

災害の状況及び態様から、消防機関が必要と認める場合には、DMAT現地本部、災害拠点病院等に派遣

した情報伝達員等による情報伝達体制を確認し、情報を共有する等の方法が考えられる。

7 平素からの連携体制の構築

消防機関とDMATが大規模災害発生時に災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施するためには、平素から以下に示す例を参考に連携体制を構築しておく必要があると考えられる。

(1) 災害現場における連携体制

消防機関とDMATは、災害現場における救助活動等の実態及び災害現場において必要とされる医療に関して、相互に理解を深め、安全かつ円滑な連携体制を構築する。

(連携体制の例)

- ア 消防機関の指揮体制とその中で活動するDMATの連携体制
- イ 消防機関とDMAT相互の活動・装備・用語等に関する情報共有
- ウ その他、災害現場における連携活動に必要な事項

(2) 災害出動等に関する連携体制

消防機関とDMATは、消防機関がDMATの災害現場への迅速な出動を必要と認めた場合における、出動態勢を確保するために必要な連携体制を構築する。

(連携体制の例)

- ア 消防機関からのDMATへの要請手順及び手段
- イ 災害現場への出動手段(ドクターカー、消防機関の車両等)
- ウ 人員編成や携行資器材等の準備体制及びその他必要な事項

問15 災害対策本部等における連携体制について

【例えば、FAX、電話等のみでは、具体的かつ詳細な情報伝達が可能でないため、消防無線と災害拠点病院等医療機関の情報通信の整備が必要である、等】

問16 調整本部・支援本部における活動方針について

【例えば、都道府県内での統一したメディカルコントロールの方針が必要である、等】

問17 被災地内における救急救命士への特定行為に関する指示等について

【例えば、医師からの特定行為(処置開始の時期、活動場所)の範囲の目安の設定が必要である、等】

問18 被災地(災害現場)への出動について

【例えば、DMAT 医師を受け入れるための事前体制の整備が必要である、等】

問19 安全管理について

【例えば、活動費用や災害時補償についての活動にかかる支弁制度の整備が必要である、等】

問20 情報共有体制の確保について

【例えば、FAX、電話等のみでは、具体的かつ詳細な情報伝達が可能でないため、消防と災害拠点病院等医療機関の情報通信シームレスが必要である、広域災害医療情報システム(EMIS)の有効活用が必要である等】

問21 平素からの連携体制の構築について

【例えば、消防機関と DMAT が大規模災害発生時に災害現場において安全かつ円滑な連携活動するためには、訓練実施や講演会等の開催を通じ、平素からの顔の見える関係の構築が必要である、等】

以上で質問は終了です。ご協力ありがとうございました。